

独立行政法人原子力安全基盤機構
に対する第三期中期目標

平成25年3月29日
原子力規制委員会
内閣府

(まえがき)

我が国の原子力安全規制は、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故により、大きく信頼を失った。今回の事故を防ぐことができなかったことについては、原子力安全規制の一翼を担う独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）として真摯に反省し、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（政府事故調）からの原子力安全規制の在り方等についての指摘・提言を踏まえつつ、原子力安全規制に対する信頼回復に努めなければならない。

こうした中、平成 24 年 9 月 19 日に原子力規制委員会設置法が施行された。同法に基づき、規制と利用の分離及び原子力安全規制の一元化の観点から、原子力規制委員会が設置され、機構は、原子力規制委員会の所管となり、原子力規制委員会の技術支援機関として一体的な運用を行うこととなった（原子力災害に係る業務については内閣総理大臣及び原子力規制委員会の共管）。また、機構は、原子力規制委員会とともに、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を許可済施設・運用に反映する制度の導入や運転期間の制限、あるいは原子力災害対策の強化等の新たな規制制度の適切な執行を担うことが求められている。

また、第二期中期目標期間における検査未実施等の問題の発生、平成 24 年 10 月の拡散シミュレーションの計算誤りなど、機構の業務遂行能力に対する信頼が疑われる事態が相次いで発生した。機構においては、それぞれまとめた再発防止策を確実に実施することはもとより、経営層による内部統制を徹底することにより、機構に対する国民の信頼を回復しなければならない。

なお、原子力規制委員会設置法附則第 6 条第 4 項において「政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制委員会の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。」こととされている。また、同法に係る衆議院附帯決議において「原子力安全規制の専門的技術事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の統合は、一体的な原子力安全行政の確保に不可欠であることに鑑み、統合のための法制上の措置が可能な限り速やかに行えるよう、関係の行政機関が一体となって取り組むこと。また、その職員の引継ぎに当たっては、現在の給与水準の確保及び専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実のための措置を行うこと。」とされている。

これらを踏まえ、第三期中期目標については、今後の原子力安全規制に関する組織の見直し等に応じて、適宜、見直しを行うこととする。

I. 中期目標期間

中期目標の期間は平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第三期中期目標期間においては、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて成立した原子力規制委員会設置法の規定に基づいて、原子力安全のための規制や制度の見直しが行われることとなる。

具体的には、原子炉等規制法が改正され、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限等、原子力安全規制が抜本的に強化される。また、原子力災害対策特別措置法が改正され、原子力防災対策の強化が図られることとなった。

機構は、新たな安全規制制度が円滑に実施されるよう、自らが有する専門的知見を最大限に発揮し、原子力規制委員会の規制業務を支援することが求められる。また、原子力災害等が発生した場合には、迅速かつ的確に業務を実施するとともに、平常時においても原子力防災の支援機関として必要とされる業務を的確に実施する。

他方、原子力災害は国境を越えて拡がるおそれがあることから、今後、原子力発電所の新規導入国における原子力安全水準の確保、維持、向上は重要であり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた事故情報の共有や安全基準の策定等の協力が必要である。

機構は、こうした要求に応えるため、第二期中期目標期間で明らかとなった検査等業務に係る問題点の改善に努めつつ、設立目的である国の原子力安全行政の実施上、重要な基盤の整備に引き続き取り組むこととする。

更に、安全規制を取り巻く環境の変化に対して、一層の先見性・機動性を持って、今後必要となる規制ニーズを的確に把握し、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題等を積極的に原子力規制委員会に提言し、支援し、これら課題を解決する。

その際には、原子力安全の確保には深層防護の追求が不可欠であるとの原点に常に立ち戻り、事業目的、達成状況等を厳格かつ客観的に評価・分析し、事業の廃止も含めた積極的な見直しを絶えず行い、PDCAサイクルを的確に遂行する。

1. 検査等業務

検査等業務は、規制当局が事業者に要求した事項が確実に履行されていることを具体的に確認する行為であり、原子力安全規制において、重要な役割を担っている。

機構は、電気事業法及び原子炉等規制法（原子力安全のための規制や制度の見直しにより、原子炉等規制法が改正された後においては同法）に基づき、各種の検査、審査及び確認（以下「検査等」という。）の業務を行うこととされており、これら検査等業務の実施にあたっては、事業者依存体質の改善や検査等業務に対する品質マネジメントシステムの改善を通じ、主体性と独立性のある検査等業務プロセスを構築し、運用する。

特に、以下の点について、重点的に取り組む。

- ①検査等業務を行う三部門（検査業務部、福井事務所、核燃料サイクル施設検査本部）の業務品質管理を品質関連規程の一元化や品質に係わる役割・責任、体制の見直しを通じ、一括して行うよう体制を変更する。
- ②検査の各段階及び各作業において、品質管理レビューが適正に行われるよう、機構関係者以外の第三者が検査等業務に係る品質管理をチェックする体制に改める。
- ③検査等業務に係る業務管理・チェック体制について、ISO/IECガイド65（製品認証機関に関する一般的要求事項）を踏まえた品質マネジメントシステムの再構築、社内標準の制定・改廃プロセスの見直し、内部監査の体制整備など、ゼロベースでの刷新を行い、維持・運用を図る。
- ④検査等業務を公正かつ厳正に行うため、抜き打ち検査の強化、検査員等の倫理について厳格な規律の確保、原子力事業者等の中途採用者が行う検査対象を出身元と関わりのない施設に限るよう計画的に取り組む。
- ⑤全ての検査等において、検査結果や検査等での指摘事項、やり取り概要等の情報を開示する。

また、検査等業務に係る人材の業務遂行能力の向上等による原子力の安全の確保を図るため、有効かつ効率的な研修等を計画的に実施する。

2. 安全審査等関連業務

原子炉施設等の許認可に係る審査等においては、当該施設の設計等の妥当性を評価するため、事故等の発生を防止することができるか、又は事故等が発生した場合にも外部に影響を与えないかを確認するため、事業者の解析とは独立に解析を行い、事業者の解析の妥当性を確認するクロスチェック等を行うことが必要である。

加えて、「原子炉等規制法」の改正・施行に合わせて、事業者が実施する重大事故対策の強化、許可済施設への最新知見の適用、安全性向上のための評価、運転期間の制限に伴う経年劣化評価等について妥当性を確認することが必要である。

機構は、クロスチェックのための解析などを通じ、これら原子力規制委員会が実施する審査等の業務の支援を行う。

また、発生した各種トラブル等についても、現象の解析、評価を行い、その安全性の確認を行う。

3. 防災関連業務等

原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、機構は、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施することとなる。そのため、原子力災害の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備する。これらは訓練を通じて改善していくことが重要である。

また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体の実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、対策拠点となる官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（以下「官邸・緊急時対応センター等」という。）の設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について、原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。

具体的には、以下の取組みを行う。

- ①指定公共機関としての防災業務計画策定や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備するとともに、国及び地方自治体の実施する原子力防災訓練を踏まえて改善し、実効性向上を図る。
- ②複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体の実施する防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。
- ③災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、官邸・緊急時対応センター等を結ぶ必要な専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの的確な整備・運用を行う。
- ④災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS について分析機能及び運用の改善をはじめ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。
- ⑤災害時に官邸・緊急時対応センター等が所期の機能を果たすよう、通信機器等の機器及び防災資機材の整備・管理・運用を行う。
- ⑥東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査をはじめ、必要な調査を行

うことにより、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。また、蓄積した知見を活用し、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な指導・助言を行う。さらに、こうした知見の国内外への発信を行う。

これらの業務については、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。

なお、官邸・緊急時対応センター等の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示する。

また、原子力規制委員会が事業者の核物質防護対策に対して行う審査・検査等に関して、技術支援を実施する。

4. 安全研究・安全情報関連業務

原子炉施設等は、高度な複合システムであり、その安全確保に係る知見、情報は、設計から運転、廃止に至り多岐にわたる。原子力の安全規制を的確に実施するためには、常に最新の知見を集め、安全規制の基礎となるデータ・情報を集約していくことが必要である。さらに、そうした知見を体系的に整理し、制度の見直し、審査基準の策定等に反映していくことで、より科学的に合理的な判断に基づく規制を行うことが可能となる。

機構は、安全情報の収集・分析・評価、調査、解析・評価、試験及び研究等の実施及びこれら成果の活用により、原子力規制委員会が実施する制度の見直し、審査、検査等のための規定等の策定、学協会規格のエンドース等に対する支援を行う。

また、機構が実施する検査や技術評価等のためのガイドラインの策定やクロスチェック等のために必要となる解析コード及び評価手法の整備を行う。

(1) 安全研究関連業務

- ①東京電力福島第一原子力発電所事故に係る「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」や「事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ（中期的課題）」、「科学技術基本計画」（平成 23 年 8 月 19 日閣議決定）等を踏まえるとともに、原子力・エネルギー政策の見直し等の方向性を見据えつつ、喫緊かつ最重要課題である「東京電力福島第一原子力発電所 1～4 号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえたシビアアクシデント・アクシデントマネジメント分野等の新たな規制課題への対応を行う安全研究分野にリソースを集中投入して行う。

このため、平成 23 年度に機構が実施している全プロジェクトについて、緊急性が認められない研究プロジェクトについては、研究期間内であっても中止又は一時停止等の措置を講ずるとともに、実施プロジェクトについては研究内容・規模の見直しとプロジェクト間の整理・統合を図る。

また、5年をこえて研究を実施しているプロジェクトについて、速やかに継続実施すべきか否か、研究計画の絞り込みやプロジェクト間の統廃合が可能か否か等について検討を行い、研究プロジェクトの刷新を図る。

研究開発段階階級に関する研究については、原子力政策及び研究開発ニーズを十分に踏まえたものとして再設計するとともに、少なくとも当初計画から中期目標期間をこえて事業期間設定を行わないこととする。

更に、核燃料サイクル施設の安全規制に関する調査研究については、原子力・エネルギー政策の見直しを踏まえ、安全規制のために不可欠な技術的根拠及び解析評価手法の整備に限定して実施する。

なお、平成 23 年度実施の安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究については廃止する。

- ②安全研究の目的、最終的な活用目標、それに至るスケジュールを明確化し、研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握等を適切に行う。その上で、社会情勢の変化等の状況を踏まえ、迅速に研究プログラムの改廃等を行うとともに、安全基準・指針等に的確に反映できるように公表していくための専門スタッフによる新たなマネジメントシステムを構築する。
- ③安全研究業務の実施に当たっては、公的研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除並びに不正経理及び不正受給の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（共通的な指針）（平成 18 年 8 月）等に沿った取組を行うことにより、業務の適正な運営を図る。
- ④安全研究の委託にあたっては、契約の適正化を図るため、安全研究に支障を来さないよう調達に関する実施計画の見直しを行うとともに、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示する。

（2）安全情報関連業務

情報の収集・整理等業務については、民間のデータベースの活用や収集対象とする情報の絞り込み等により効率化を図るとともに、外部リソースも活用した事故トラブル情報の分析業務にこれまで以上に積極的に取り組み、原子力規制委員会が実施する規制業務や同業務に係る品質保証活動に活用できるように適切に情報提供する。

(3) 提言活動の強化

安全研究、情報収集等から得られた知見を効果的に活用して、将来の規制ニーズを予測し、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題やその解決策等について、評価・分析を行う体制を構築し、原子力規制委員会に提言する活動を積極的に行う。

5. 国際業務、広報業務等

(1) 国際業務

原子力の安全確保に関する情報は国境を越えて共有されるべきものであり、国際的な協力を行うことは重要な課題である。このため、機構は、海外の事故・故障情報の速やかな収集及び規制動向等に係わる情報の収集を行い、原子力規制委員会が実施する規制業務等に活用できるよう情報提供等を行うとともに、海外への情報発信、我が国の原子力安全規制技術や基準等の国際標準化を推進、国際条約等の義務の遂行に係る支援活動など、IAEA、OECD/NEA等の国際機関において、一貫性、継続性、安定性をもって積極的な国際活動を行うとともに、国際的に通用する人材の育成に取り組む。また、規制当局の二国間協力取り決めに基づく協力活動や原子力発電所の新規導入国の原子力規制機関に対する協力活動等を通じ、国際的な原子力安全の向上に貢献する。

(2) 広報業務

国民の原子力安全規制に対する信頼性向上に貢献するべく、業務成果や技術情報等を中心とした機構の活動成果を国内外に発信し、技術支援機関としての説明責任を履行する。

なお、原子力ライブラリについては、利用者の利便性の向上及び積極的な公開を図る観点から、情報提供の方法については、入館方式ではなく電子方式等の方法に改善することとし、現行の入館方式による原子力ライブラリは廃止する。

(3) 国際原子力安全研修院（仮称）設立に向けた支援

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る「原子力安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」及び追加報告書の中で提言されているように、今回の事故では、原子力安全や原子力防災に係る人材の育成が極めて重要であることが認識された。このため、新しい安全規制組織においては、研修等の強化により規制に係る高度な人材の確保に努めることを基本方針の一つとしており、「組織の見直し」において、国際原子力安全研修院（仮称）を設立することとなっている。

機構は、その専門的知見を活用し、原子力規制委員会及び機構の職員の質の

向上はもとより、同事故の教訓を活かした国際協力等も可能となる研修機関の設立を支援する。

また、機構は、当該研修機関の設立されるまでの間、原子力規制庁職員に対して、専門的知見を活用した研修等を実施する。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

第三期中期目標期間では、人材の確保・育成や内部統制の充実・強化等に集中的に取り組むとともに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえて、引き続き、業務の効率的遂行を図るものとする。

1. 人材の確保・育成・活用

(1) 人材の確保

機構の技術系職員の年齢分布は、平成 15 年の機構設立以降、50 歳以上が 3 分の 2 以上を占める構成となっており、今後数年間で 100 名以上の技術系職員が退職する。

即戦力となる熟練技術者を一定程度中途採用する必要はあるとしても、中長期的な視点に立って、50 歳以下の職員の割合を増加させ、年齢構成のバランスの適正化に努めることで、年齢構成の改善を図る。また、検査等業務に従事させる原子力事業者等の中途採用者を極力低減させるために、必要な新卒採用者等を確保する。

業務を着実に遂行するのに必要な体制を整えるためには、機構として、原子炉工学、機械工学、電気工学、土木工学、化学、地質学等の広範な分野に渡って、専門性を有する職員を確保することが必要である。

(2) 人材の育成・活用

①ベテラン人材が退職期を迎える状況に対して、安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう、世代交代に備えた人材育成や技術伝承をこれまで以上に積極的に行う。新卒採用者等に対しては各種研修や OJT を通じて中長期的な育成に取り組む。

②原子力規制委員会に対して自主的な提言等を行うとともに、原子力規制委員会からの要求に応え得るよう、高度な専門性に加え、法令、制度等にも精通し、総合的な判断能力を有する人材を育成し、活用する。

2. 業務に関わる知的基盤の整備

ベテラン人材が有する現場経験で培われた技術的知見やノウハウが退職によ

って失われることがないよう、マニュアル化等の形式知化、OJT や講習会等の充実にに向けた取り組みを行う。

また、情報及び知見等の蓄積を推進するとともに、部門を越え、より一層有効かつ効率的に活用できるようにするため、知識基盤の整備を図るとともに、組織内の情報共有化を促進する。

3. 組織運営、業務の質の向上、業務執行の高度化

機構の有する専門技術能力、その他の資源を最大限に活用し、組織全体としての成果を向上していくため、引き続き、経営機能の強化、機動的・弾力的な組織運営、業務の質の向上等により、業務執行の高度化等を図る。特に、以下の点について重点的に取り組む。

(1) 経営機能の強化

内部統制については、第二期中期目標期間における検査未実施等の問題の発生、平成 24 年 10 月の拡散シミュレーションの計算誤りなど、機構の業務遂行能力に対する信頼が疑われる事態が相次いで発生したことを踏まえ、組織にとって重要な情報等の把握、法人ミッションの役職員に対する周知徹底、及びリスクの洗い出しと改善に組織的に取り組むための体制の一層の充実・強化を図る。

(2) 機動的・弾力的な組織運営

①機構は制度的自由度が高い組織形態を活用して、職員の専門性のかん養や専門性の高い職員の定着を図り、新たな規制ニーズへ機敏に対応するとともに、大規模自然災害等による事故にも迅速かつ的確に対応できるよう機動的・弾力的な組織運営を引き続き行う。

②機構の有する専門技術能力その他資源を最大限に活用し、組織全体としての成果を向上していくため、組織横断的な企画立案・運営等の強化、規制制度の理解と専門技術の融合、組織活性化につながる組織風土の醸成等を目的とした組織運営の改善を図る。

(3) 業務の質の向上

東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の背景として、我が国において安全文化が定着しているとは言い難い状況にあったと指摘されていることを踏まえ、安全文化の再構築を図る。

品質マネジメントシステムやリスクマネジメントシステムを組織業務の全般に展開するとともに、第三者評価の活用を含め、自ら厳格に業務実態を評価し、課題を抽出し、改善につなげる活動（外部監査及び内部監査）の充実に努める。

また、機構は、平成24年12月にとりまとめた拡散シミュレーションの不備に係る再発防止対策に基づき、類似の不適合が引き起こされないよう、究明した直接要因（人的要因）及び組織要因に対する再発防止対策を着実に実施して継続的な改善を図る。

（４）中立・公正な業務執行

中立、厳正及び公正の観点から、直接規制行政の一部を担う業務には、原子力事業者等からの出向者を充てないこととする。

特に検査等業務については、第二期中期目標期間において、機構が行う検査の信頼性に対する疑念をもたれるような検査未実施等の問題が発生したことを踏まえ、Ⅱ. 1に示すとおり、検査員等の中立・公正性の一層の確保、抜き打ち検査の強化、情報の開示、第三者を活用した品質管理の強化等を図る。

4. 科学的・合理的判断に基づく業務の実施

機構は、原子力安全規制の基盤的業務を実施する専門機関としての役割を的確に果たすため、業務の実施に当たり、広く集めた知見等に基づく科学的・合理的な判断の下に行う。また、判断の根拠について、透明性を確保するために必要な情報の公開、発信を積極的に行う。

5. 業務の効率化

（１）外部能力の活用

業務実施に際し、必要となる施設は機構が固定的経費を負担することがないよう、また、経費削減のため、可能な範囲で外部の施設や人材を活用する。

（２）情報化の推進

情報技術高度化の動向を把握し、情報技術を活用した事務処理の効率化・迅速化を推進するとともに、機構内のパーソナルコンピュータの一部がマルウェア（不正プログラム）に感染していた可能性があったことが平成24年5月に判明したことに鑑み、より高度化する外部からの不正アクセスやウィルス侵入等を防ぐため、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行い、業務・情報システムの最適化をPDCAサイクルに基づき継続的に実施する。

また、業務・システムの効率化を図るため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定）に基づき策定した業務・システム最適化計画を着実に実施する。

（３）業務経費等の削減

①毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状

況にも留意した上で、厳格に行う。

- ②運営費交付金による業務については、効率的遂行に努め、一般管理費は毎年度平均で前年度比 3%以上を削減、事業費（Ⅱ 1. にいう検査等に係るものを除く。）については、毎年度平均で前年度比 1%以上の削減を行う。
- ③給与水準の適正化の取り組みを継続するため、給与水準に係る目標水準・目標期限を設定して計画的に取り組むとともに、その検証結果、取組状況を公表する。また、総人件費については、中期目標期間を通じて、国家公務員における総人件費改革の取り組みを踏まえて着実に実施する。
- ④業務内容に応じ、外部機関を活用するとともに、競争的な調達を行う。なお、随意契約により委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。
- ⑤機構が会議所、研修施設、分室等の施設を保有する場合には、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点からの見直しを図るものとする。

IV. 財務内容の改善に関する事項

1. 業務の効率的な実施

業務の効率的な実施による費用の低減、その他の経営努力により財務内容の改善を図るため、運営費交付金を充当して行う事業については「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。

2. 透明性の向上

財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るとともに、引き続き、経理事務や財務諸表の作成に外部の知見を積極的に活用するよう努める。

V. その他業務運営に関する重要事項

1. 国の求めに応じて行う業務

国の行政機関から求めがあった場合は、独立行政法人原子力安全基盤機構法第13条第1項及び第2項の業務の遂行に支障のない範囲で適切な対応を行う。

2. 主務大臣による要求

主務大臣から、独立行政法人原子力安全基盤機構法第16条第1項の規定に基づき、原子力の安全の確保のため特に必要があり、同法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるよう要求があったときは、必要な措置を迅速かつ正確にとるよう努める。